2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い（財務諸表等規則第八条の三第二項本文に規定する遡及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要

四　当該経過措置が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五　中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

六　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

第五条の二を第五条の二の六とし、第五条の次に次の五条を加える。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第五条の二　会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

四　前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ　中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ　中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　前事業年度において会計方針の変更を行っており、かつ、当中間会計期間に係る中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前中間会計期間に係る中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（表示方法の変更に関する注記）

第五条の二の二　表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　中間財務諸表の組替えの内容

二　中間財務諸表の組替えを行った理由

三　中間財務諸表の主な項目に係る前事業年度及び前中間会計期間における金額

2　前項の規定にかかわらず、中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4　第一項（第一号を除く。）及び第二項に規定する事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。